議 案 第 ７ ２ 号

動産取得に関する件（追認）

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１９号）第３条の規定による議会の議決に付すべき財産の取得を議会の議決を経ずに、令和８年８月２５日付けで契約を締結したため、議会の追認議決を求める。

令和８年９月２９日提出

摂津市長　嶋　野　浩一朗

１　取 得 物 品　　中学校給食に係るポリエチレンナフタレート（ＰＥＮ）食器等

２　契 約 の 方 法　　指名競争入札

３　契 約 の 金 額　　２８，６６７，６５０円
（うち消費税及び地方消費税の額２，６０６，１５０円）

４　契約の相手方　　大阪市生野区巽南五丁目４番１４号
株式会社中西製作所　大阪支店
支店長　坂本　卓也